

各埠組・地元の港湾御中 死亡(重大) 災害発生状況報告 (28-5 石塚)

港湾労働災害防犯協会

① 港名	神戸港	⑥ 災害発生場所	神戸港新港東心 外国船籍貨物 船船内	② 事業場名	K社 (規模 196人) S社 (規模 20人)	③ 業区分	港内荷役業 港外荷役業 港内船内 港外船外 A (K社) B (S社)	⑦ 使用機械	本船揚貨装置(ジ ブクレーン形式) (艀250t、子35t)	災害の概要	① 作業全体のあらまし 災害当日の作業は接岸中の本船(総トン数:7,014t、599TEU、全長:119.6m)の左舷に横付けした艀から揚貨装置を使用してクロムパイプの束を吊り上げ、搬入し本船に積み付ける作業であった。 クロムパイプは、1束がパイプ9本(横3本×縦3本)からなり、1束の縦は約70cm、横70cm、長さ11.6mであり、このパイプ450束を本船の2番ハッチ(深さ約10m、幅約16m、長さ約57m)に船底から順に積み付けていることになっていた。なお、船底1段目は既に30束が積み付けてあった。 ② 直前の作業と災害の状況 左舷の浮揚機から搬入した2束を右舷(岸壁側)の端2段目に積み付け、続いてその隣に積み付けると同時に4束(重さ約17トン)のパイプを85t揚貨装置で解から吊り上げて、本船の右舷側へ向け移動させたが、前の2束の積み付け後、次の準備作業等が終了していきなかつたため、一旦、右舷側の船壁から3m、本積み付け場所から1.8m離れたところで、荷を高さ2.7mの中空で吊ったまま停止、待機した(見取図参照)。 ③ 回轉や準備作業が終了し、船内大工と玉外し作業員が、先の2段目に本付けされたパイプの上へと移動したので、待っていた荷を積み付け位置に向けて移動させ始めたところ、重心が移動し、本船のサイドフェンダーが乗り上げていた岸壁の防舷材からすり落ち、本船が急激に揺れて、荷が左舷から右舷に揺られて、2段目のパイプの上で待機していた作業員に激突し、K社の船内荷役作業員2名が死亡、関連事業のS社の船内大工作業員1名が骨盤骨折の重傷を負った。
④ 作業	名称 K社: クロムパイプの 積み付け作業 S社: クロムパイプの 積み付け後の 回轉作業	⑧ 本船装置		⑤ 被災者名等	港内作業 C 港外作業 C K社: 年齢57歳 男、女 職名: 船内荷役作業員 経歴: 17年 雇用: 常用、派遣、日雇 K社: 年齢19歳 男、女 職名: 船内荷役作業員 経歴: 1、5年 雇用: 常用、派遣、日雇 S社: 年齢32歳 男、女 職名: 船内大工作業員 経歴: 11年 雇用: 常用、派遣、日雇	災害原因 ① 艀から荷を積み込んだ時に、船体が左舷に傾き、船体のフェンダーが岸壁に設置され ていた防舷材の上部に乗り上げ、次に、吊り荷の移動に伴い、防舷材の上からフェンダー がすり落ちて船体が大きく揺れたため、吊り荷も揺れたこと。 ② 作業時間帯が比較的潮位が高い状況にあったこと。 ③ 上記①、②に示すとおり、潮位、防舷材と本船フェンダーの位置の3つの要素が偶然重 なりあって予期しない横揺れが生じたこと。 ④ 本付け間隙の作業員の立ち位置方向に吊り荷が勢いをつけて揺れたこと。 ⑤ 本船の揺れを軽減するフロート式揺れ防止装置を本船側の判断で使用しなかつたこ と。	対策 ① 船体フェンダーが岸壁の防舷材に乗り上げることがないようエアーフエンダー(海上に 浮かぶ浮き輪式防舷材)を使用させること。 ② 本船の揺れを軽減するフロート式揺れ防止装置を使用することを本船側に要請するこ と。 ③ 荷役当日の潮位を作業関係者に周知するとともに、潮位、防舷材の位置、フェンダー 位置を監視する者を、本船船員、元請、荷役会社で協議して配置すること。 ④ 位置関係、作業指揮者は船体の急激な横揺れを想定した安全な場所へ作業員を退避さ せること。 ⑤ 揺れ防止のため本船側とフロート式揺れ防止装置を使用することについて打合せを行 い、潮位、防舷材の位置、フェンダー位置の3つの要素を考慮した作業方法の見直しを行 い、その結果について関係者全員に周知すること。				

見取図

